

# 山口県報

平成28年  
6月29日  
(水曜日)

## 目 次

○漁調委告示  
漁業法第六十七条第一項の規定による指示



### 山口県日本海海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第一百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十八年六月二十九日

山口県日本海海区漁業調整委員会  
会 長 塩 谷 正 人

#### 一 指示の内容

(一) 次のA、B、C、D及びAの点を順次結んだ線によって囲まれた海域において、錨等で船舶の位置を固定し、あみ等をまきえとして使用し、かつ、まぐるの採捕を目的として行うまきえつり及び当該まきえつりに係る遊漁案内行為（以下「まぐるまきえつり等」という。）は、禁止する。

A 北緯三五度〇三分一 秒東経一三一度一三分五一秒の点（日本測地系による位置にあっては、北緯三五度〇三分〇 秒東経一三一度一四分〇〇秒の点）

B 北緯三五度〇三分一 秒東経一三一度〇〇分五一秒の点（日本測地系による位置にあっては、北緯三五度〇三分〇 秒東経一三一度〇一分〇〇秒の点）

C 北緯三四度五四分一 秒東経一三一度〇〇分五一秒の点（日本測地系による位置にあっては、北緯三四度五四分〇 秒東経一三一度〇〇分五一秒の点）

置にあっては、北緯三四度五四分〇〇秒東経一三一度〇一分〇〇秒の点）  
D 北緯三四度五四分一 秒東経一三一度一三分五一秒の点（日本測地系による位置にあっては、北緯三四度五四分〇〇秒東経一三一度一四分〇〇秒の点）  
(二) にかかわらず、次の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行うまぐるまきえつり等については、山口県日本海海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた船舶（以下「承認船舶」という。）を使用して行う場合に限り、これを行うことができる。

海 域	期 間
次のa、b、c、d及びaの点を順次結んだ線によって囲まれた海域 a 北緯三五度〇二分一 秒東経一三一度〇七分五一秒の点（日本測地系による位置にあっては、北緯三五度〇二分〇〇秒東経一三一度〇八分〇〇秒の点） b 北緯三五度〇〇分四一秒東経一三一度〇九分四一秒の点（日本測地系による位置にあっては、北緯三五度〇〇分三〇秒東経一三一度〇九分五〇秒の点） c 北緯三四度五九分一 秒東経一三一度〇七分五一秒の点（日本測地系による位置にあっては、北緯三四度五九分〇〇秒東経一三一度〇八分〇〇秒の点） d 北緯三五度〇〇分四一秒東経一三一度〇六分〇一秒の点（日本測地系による位置にあっては、北緯三五度〇〇分三〇秒東経一三一度〇六分一〇秒の点）	平成二十八年 七月一日から 同年九月十五日 日まで
次のe、f、g、h及びeの点を順次結んだ線によって囲まれた海域 e 北緯三五度〇〇分〇一秒東経一三一度〇六分五一秒の点（日本測地系による位置にあっては、北緯三四度五九分五〇秒東経一三一度〇七分〇〇秒の点） f 北緯三四度五八分三一秒東経一三一度〇八分四一秒の点（日本測地系による位置にあっては、北緯三四度五八分二〇秒東経一三一度〇八分五〇秒の点） g 北緯三四度五七分〇一秒東経一三一度〇六分五一秒の点（日本測地系による位置にあっては、北緯三四度五六分五〇秒東経一三一度〇七分〇〇秒の点） h 北緯三四度五八分三一秒東経一三一度〇五分〇一秒の点（日本測地系による位置にあっては、北緯三四度五八分二〇秒東経一三一度〇五分一〇秒の点）	平成二十八年 九月十六日か ら平成二十九 年一月三十一 日まで

(三) (二)の承認（以下「委員会承認」という。）の申請は、次に掲げる者が行わなければならない

ばならない。

1 漁業のために行う場合にあつては、まぐるまきえづり等に使用する船舶（以下「使用船舶」という。）を所有し、又は使用する漁業者

2 遊漁案内行為のために行う場合にあつては、使用船舶を所有し、又は使用する遊漁船業者

3 遊漁のために行う場合にあつては、使用船舶を所有し、又は使用する遊漁者

(四) 使用船舶は、(二)の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行うまぐるまきえづり等に関し、沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）第二十四条第一項に規定する漁場利用協定で、八里ヶ瀬漁場利用協定書という名称の書面により平成六年六月一日に締結されたものを締結した団体の構成員が使用する船舶又は当該漁場利用協定と同等の内容のまぐるまきえづり等の規制を遵守する旨を委員会に対し誓約した者の使用する船舶でなければならない。

(五) 委員会承認を受けた者は、まぐるまきえづり等を行う間、委員会の交付する承認証を承認船舶に備え付けるとともに、委員会が別に定める様式による標旗を当該承認船舶の船橋の見やすい場所に掲げなければならない。

(六) 委員会承認を受けた者は、承認船舶を使用して(二)の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行うまぐるまきえづり等に関し、委員会が漁業調整上必要と認めて指摘した事項を遵守しなければならない。

(七) 委員会が漁業調整上必要があると認めるとき又は委員会承認を受けた者がこの告示による指示に違反したときは、委員会承認を取り消すことができる。

二 指示の有効期間

平成二十八年七月一日から平成二十九年六月三十日まで